

新旧対照条文

◎指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成四年厚生省告示第三十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者 十一 一又は二以上の都道府県の区域を単位とし、当該区域内の看護師等を会員として設立された一般社団法人である看護協会（公益社団法人日本看護協会（昭和二十二年六月五日に社団法人日本助産婦看護婦保健婦協会という名称で設立された法人をいう。）及びその会員である看護協会に限る。） 十二 一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団（平成五年六月二十五日に社団法人北海道総合在宅ケア事業団という名称で設立された法人をいう。）	指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者 十一 一又は二以上の都道府県の区域を単位とし、当該区域内の看護師等を会員として設立された一般社団法人である看護協会（社団法人日本看護協会（昭和二十二年六月五日に社団法人日本助産婦看護婦保健婦協会という名称で設立された法人をいう。）及びその会員である看護協会に限る。） 十二 社団法人北海道総合在宅ケア事業団（平成五年六月二十五日に社団法人北海道総合在宅ケア事業団という名称で設立された法人をいう。）